平成２４年（フ）第１６６号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地８―208
債務者　吉田　真理（旧姓照井）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
三重県度会郡玉城町佐田1439番地１
債務者　大橋　了華
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２１９９号
埼玉県新座市石神５丁目９番20号
債務者　島村　芳夫
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２００号
埼玉県新座市石神５丁目９番20号
債務者　島村　玉美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
埼玉県和光市諏訪原団地２番８号206、旧住所埼玉県和光市白子２丁目12番28号　コリーヌアンソレイエ509
債務者　荒川久美子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地　24号102
債務者　新井八重子（旧姓蜂須）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
埼玉県和光市新倉１丁目22番81号
債務者　佐藤隆一郎
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
埼玉県川口市大字西新井宿269番地の35キャビン西新井宿202号、前住所埼玉県川口市大字安行慈林957番地の18
債務者　吉野　克彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
埼玉県新座市東北２丁目13番29号　新座コーポ201号室
債務者　谷口外志子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
埼玉県三郷市鷹野５丁目298番地４、旧住所埼玉県三郷市高州２丁目229番地１　グリーンパークタカス303
債務者　田中　由衣（旧姓小口）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
埼玉県春日部市備後東１丁目９番28―205号
債務者　上原　亜矢（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
埼玉県越谷市東越谷８丁目148番地　メモリーハイツ101号
債務者　岩間　久雄
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
埼玉県草加市青柳８丁目４番38号
債務者　土屋　和之
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
埼玉県草加市西町761番地13　ブルーメ草加62―203号
債務者　須藤　　忠
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
埼玉県草加市谷塚町1178番地１　グリーンライズM―103号
債務者　掛川　悦子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県秩父郡小鹿野町伊豆沢256番地24
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
新潟県長岡市藤沢１丁目９番24号
債務者　中山　和美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
新潟県南魚沼市泉甲614番地３
債務者　佐藤江利子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係